

日本鍛圧機械工業会
会員代表者 各位

一般社団法人 日本鍛圧機械工業会
中小企業委員長 相澤 邦充

第 1 回 ハラスメント講習会(会員対象)

拝啓 新緑の候、皆様に於かれましては益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

2020年の法改正(労働施策総合推進法)により、職場におけるパワーハラスメントの防止措置がすべての企業に義務付けられました。2022年4月からは中小企業もその対象となり、パワハラ防止はすでに「努力義務」ではなく明確な法的責任として位置づけられております。

中小企業委員会では、会員を対象としたハラスメント講習会を開催することと致しました。講師には、杜若経営法律事務所の弁護士 中村景子先生・友永隆太先生をお迎えし、各種ハラスメントに関する正しい理解と予防対策についての講習会を実施致します。

セミナー後は講師も懇親会に参加されますので、ぜひご参加下さいます様ご案内申し上げます。ご参加を希望される方は、別紙申込書にてお申込み下さい。(参加申込期限 7/3)

敬具

記

■第 1 回 ハラスメント講習会(会員対象)

【開催日】 2026年7月17日(金)

【内 容】 講習会 9:30~16:30 機械振興会館 6階 6D-1
懇 親 会 16:30~18:00 機械振興会館地下3階「若松」

【受講者】 会員

【講 師】 杜若経営法律事務所 弁護士 中村景子先生、友永隆太先生

【内 容】 各種ハラスメントに関する正しい理解と予防対策

【費 用】 昼食(お弁当)付き・懇親会まで無料

【問合先】 日本鍛圧機械工業会 TEL 03-3432-4579 / FAX03-3432-4804
または、noguchi@j-fma.or.jp (担当:野口)

【その他】 セミナー後のアンケートにご協力下さい。

お申込みに関する個人情報は、日本鍛圧機械工業会が本セミナー運営管理のためだけに利用するものと致します。

セミナー修了者には、ハラスメント講習会修了証をお渡し致します。

以上